



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年5月22日金曜日 第107号

◇ 目 次 ◇

農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....（農政課農地・担い手対策室）... 398
 土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（東予地方局農村整備課）... 405
 指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 406
 建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 406
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 407
 指定障害福祉サービス事業者の指定.....（南予地方局地域福祉課）... 407
 指定障害福祉サービス事業の廃止.....（ " " ）... 407
 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 407

教育委員会公告

令和3年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について.....（義務教育課）... 408
 令和3年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について.....（高校教育課）... 408

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 409

告 示

○愛媛県告示第566号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、令和2年度分の交付金、負担金及び補助金から適用する。

令和2年5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 省略 <u>（交付の決定及び通知）</u></p> <p>第4条 知事は、前条の書類の提出があつた場合は、その内容を審査し、<u>適当と認めるときは、交付金等の交付を決定し、その旨を市町又は農業委員会ネットワーク機構に通知するものとする。</u></p> <p>第5条 省略 第6条 省略 第7条 省略 第8条 省略 第9条 省略 第10条 省略 第11条 省略 第12条 省略 第13条 省略</p> <p>様式第2号の(1)（第3条関係） 省略 別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農地利用最適化交付金）に係る事業 1 活動実績に応じた交付金関係</p>	<p>第3条 省略</p> <p>第4条 省略 第5条 省略 第6条 省略 第7条 省略 第8条 省略 第9条 省略 第10条 省略 第11条 省略 第12条 省略</p> <p>様式第2号の(1)（第3条関係） 省略 別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農地利用最適化交付金）に係る事業 1 活動実績に応じた交付金関係</p>

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の人数

ア 年1月2日から 年（事業実施年の翌年）3月末日の間に改選が行われる農業委員会

	農業委員及び推進委員の人数	改選月
改選前委員数	人	月
改選後委員数	人	

イ ア以外の農業委員会

農業委員及び推進委員の人数
人

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

ア 活動区分ごとの活動日数

活動区分	活動日数	活動内容	
		うち前期分	
1 実質化された人・農地プランに係る活動	人日		
2 担い手への農地集積・集約化の推進活動	人日		
3 遊休農地の発生防止・解消活動	人日		
1から3までの合計	人日		
うち1及び2の占める割合	%		

イ 事業計画の達成に向けた改善方針

前年度の事業実績書に記載した「事業計画の達成に向けた次年度の改善方針」	左記の改善方針に基づく活動の本年度の実施結果

注 事業実施年度の前年度に実施した農地利用最適化交付金に係る事業において、事業計画に対する達成割合が60パーセント未満であつた場合のみ記載すること。

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の人数

農業委員及び推進委員の人数		
	農業委員	推進委員
人	人	人

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

活動区分ごとの活動日数

活動区分	活動日数	活動内容	
		うち前期分	
1 実質化された人・農地プランに係る活動	人日	人日	
2 担い手への農地集積・集約化の推進活動	人日	人日	
3 遊休農地の発生防止・解消活動	人日	人日	
1から3までの合計	人日	人日	
うち1及び2の占める割合	%	%	

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) 年度（事業実施年度の前年度）における農地利用の最適化の状況

遊休農地面積（ 年利用状況調査結果）

耕地面積(A)	遊休農地面積(B)		遊休農地率(B/(A+C))
	1号遊休農地(C)	2号遊休農地(D)	
ha	ha	ha	%

(2) 年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア 農地集積面積（ 年12月末日現在）

耕地面積(A)	農地集積面積(B)	農地集積率(B/A)
---------	-----------	------------

ha	ha	%
----	----	---

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

イ 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（
年1月1日から同年12月末日まで）

農業委員会の活動による農地集積・集約化面積		
	うち前期分	
合 計	ha	ha
うち集約化され た農地の面積	ha	ha
うち中山間地・ 樹園地の面積	ha	ha

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

ウ 農地集積予定面積

合 計	うち前期分
ha	ha

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

エ 遊休農地面積（
年利用状況調査結果）

耕地面 積(A)	遊休農地面積(B)		遊休農地率(B /(A+C))
	1号遊休 農地(C)	2号遊休 農地(D)	
ha	ha	ha	%

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

2 経費の内訳

項 目	総 事 業 費	活動実績に 応じた交付 金額	成果実績に 応じた交付 金額	経 費 内 訳
		うち前 期分	うち前 期分	
1 実質化された 人・農地プランに 係る活動		円		
2 担い手への農地 集積・集約化の推 進活動				
3 遊休農地の発生 防止・解消活動				
合 計	円			

注 省略

別紙2 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1～10 省略

11 農地等の台帳の整備

3 経費の内訳

項 目	総 事 業 費	活動実績に 応じた交付 金額	成果実績に 応じた交付 金額	経 費 内 訳
		うち前 期分	うち前 期分	
1 実質化された 人・農地プランに 係る活動		円	円	
2 担い手への農地 集積・集約化の推 進活動				
3 遊休農地の発生 防止・解消活動				
合 計	円		円 円	

注 省略

別紙2 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1～10 省略

11 農地等の台帳の整備

(1)~(3) 省略

(4) 省略

12~14 省略

15 経費の内訳

項 目	総事業費	うち交付金額	経費内訳
1~3 省略			
4 農地等の台帳の整備			
(1)~(3) 省略			
(4) システム活用等経費			
5・6 省略			
省略			

注 省略

別紙3 農地の有効利用を図るための支援事業

1 人・農地プランの実質化に係る支援

地図作成に係る対象地区名・集落名(人・農地プラン作成単位)	工程表公表年月日	実質化された人・農地プランの公表予定月

注 「工程表公表年月日」の欄は、人・農地プランの工程表の公表年月日を記載することとし、同表を未公表の場合にあつては、「未公表(月予定)」として公表予定月を記載すること。

2 省略

3 省略

4 省略

5 経費の内訳

項 目	総事業費	うち交付金額	経費内訳
1 人・農地プランの実質化に係る支援	円	円	
2 農地集積の推進活動			
3 省略			
4 省略			
省略			

注 省略

様式第3号の(1)(第3条、第13条関係) 省略

様式第3号の(2)(第3条、第13条関係) 省略

様式第4号の(1)(第5条関係) 省略

様式第4号の(2)(第5条関係) 省略

様式第5号の(1)(第5条関係)

(交付金の追加交付を伴う場合)

(1)~(3) 省略

(4) 農地に関する地図の更新計画

更新内容	管内農地筆数	うち更新筆数(概数)
	筆	筆

(5) 省略

12~14 省略

15 経費の内訳

項 目	総事業費	うち交付金額	経費内訳
1~3 省略			
4 農地等の台帳の整備			
(1)~(3) 省略			
(4) 農地に関する地図の更新			
(5) システム活用等経費			
5・6 省略			
省略			

注 省略

別紙3 農地の有効利用を図るための支援事業

1 省略

2 省略

3 省略

4 経費の内訳

項 目	総事業費	うち交付金額	経費内訳
1 農地集積の推進活動	円	円	
2 省略			
3 省略			
省略			

注 省略

様式第3号の(1)(第3条、第12条関係) 省略

様式第3号の(2)(第3条、第12条関係) 省略

様式第4号の(1)(第4条関係) 省略

様式第4号の(2)(第4条関係) 省略

様式第5号の(1)(第4条関係)

(交付金の追加交付を伴う場合)

省略

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた 年度農業委員会交付金については、農業委員会に要する経費に対し、下記のとおり変更したいので、農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第5条の規定に基づき、交付金 円を追加交付されたく申請する。

省略

様式第5号の(2)（第5条関係）

（負担金等の追加交付を伴う場合）

省略

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた 年度農業委員会ネットワーク機構負担金等については、農業委員会ネットワーク機構に要する経費に対し、下記のとおり変更したいので、農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第5条の規定に基づき、負担金等 円を追加交付されたく申請する。

省略

注 省略

様式第6号の(1)（第8条関係）

省略
年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた農業委員会交付金交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。
省略

注 省略

様式第6号の(2)（第8条関係）

省略
年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた農業委員会ネットワーク機構負担金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。
省略

注 省略

様式第7号の(1)（第9条関係） 省略

様式第7号の(2)（第9条関係） 省略

様式第8号の(1)（第9条関係）

省略

別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農地利用最適化交付金）に係る事業

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の人数

ア 年1月2日から 年（事業実施年の翌年）3

月末日の間に改選が行われる農業委員会

	農業委員及び推進委員の人数	改選月
改選前委員数	人	月
改選後委員数	人	

省略

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた 年度農業委員会交付金については、農業委員会に要する経費に対し、下記のとおり変更したいので、農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第4条の規定に基づき、交付金 円を追加交付されたく申請する。

省略

様式第5号の(2)（第4条関係）

（負担金等の追加交付を伴う場合）

省略

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた 年度農業委員会ネットワーク機構負担金等については、農業委員会ネットワーク機構に要する経費に対し、下記のとおり変更したいので、農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第4条の規定に基づき、負担金等 円を追加交付されたく申請する。

省略

注 省略

様式第6号の(1)（第7条関係）

省略
年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた農業委員会交付金交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。
省略

注 省略

様式第6号の(2)（第7条関係）

省略
年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた農業委員会ネットワーク機構負担金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。
省略

注 省略

様式第7号の(1)（第8条関係） 省略

様式第7号の(2)（第8条関係） 省略

様式第8号の(1)（第8条関係）

省略

別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農地利用最適化交付金）に係る事業

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の人数

農業委員及び推進委員の人数		
	農業委員	推進委員
	人	人

イ ア以外の農業委員会

農業委員及び推進委員の人数

人

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

ア 活動区分ごとの活動日数

省略

注 「うち前期分」の欄は、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けた場合のみ記載すること。

イ・ウ 省略

エ 改善方針に基づく活動の実施結果

前年度の事業実績書に記載した「事業計画の達成に向けた次年度の改善方針」	左記の改善方針に基づく活動の本年度の実施結果

注 事業実施年度の前年度に実施した農地利用最適化交付金に係る事業において、事業計画に対する達成割合が60パーセント未満であつた場合のみ記載すること。

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) 省略

(2) 年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア 省略

イ 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（年1月1日から同年12月末日まで）

省略

注1 省略

2 「うち前期分」の欄は、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けた場合のみ記載すること。

ウ 農地集積予定面積

省略

注1 省略

2 「うち前期分」の欄は、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けた場合のみ記載すること。

エ 省略

3 経費の内訳

省略

注1 「うち前期分」の欄は、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けた場合のみ記載すること。

2 「経費内訳」の欄は、活動に係る経費を「単価×活動日数」の形式で記載し、農業委員と推進委員の内訳についても記載すること。

別紙2 活動実績に係る実質化された人・農地プランの作成状況

1 実質化された人・農地プランの作成状況（年4月1日から同年12月末日まで）

実質化された人・農地プランを作成した地域	公表年月日	見直し年月日	実質化された人・農地プランに係る活動を事業実施年度	既に実質化されていると判断した

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

ア 活動区分ごとの活動日数

省略

イ・ウ 省略

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) 省略

(2) 年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア 省略

イ 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（年1月1日から同年12月末日まで）

省略

注 省略

ウ 農地集積予定面積

省略

注 省略

エ 省略

3 経費の内訳

省略

注 「経費内訳」の欄は、活動に係る経費を「単価×活動日数」の形式で記載し、農業委員と推進委員の内訳についても記載すること。

別紙2 活動実績に係る実質化された人・農地プランの作成状況

1 実質化された人・農地プランの作成状況（年4月1日から同年12月末日まで）

実質化された人・農地プランを作成した地域	作成年月日	実質化された人・農地プランに係る活動を行った農業委員又は推進委員の氏名

市町 名	地 区・ 集 落 名等	農地集 積予定 面積の 有無	農地集 積予定 面積の 有無	に行つた農 業委員又は 推進委員の 氏名	旨の公 表の有 無

注1 「公表年月日」の欄は、実質化された人・農地プランを作成した場合にあつては当該実質化された人・農地プランを公表した日を記載し、既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域の場合にあつては既に実質化されていると判断した旨を公表した日を記載すること。

2 「見直し年月日」の欄は、1に掲げる日以後に実質化された人・農地プランの見直しを行つた場合に、当該見直しを行つた旨を公表した日（2回以上見直しを行つた場合にあつては、直近の見直しに係る日）を記載すること。

2 人・農地プランの実質化に向けた工程表の作成状況（年4月1日から同年12月末日まで）

人・農地プラン の実質化に向け た工程表を作成 した地域		公表 年月 日	実質化された 人・農地プラン に係る活動を事 業実施年度に行 つた農業委員又 は推進委員の氏 名	工程表公表後の既 存の人・農地プラン の見直し年月日	農地集積 予定面積 の有無
市町名	地区・ 集落名 等				

注1 1の表に記載した地域との重複の有無にかかわらず記載すること。

2 「工程表公表後の既存の人・農地プランの見直し年月日」の欄は、人・農地プランの実質化に向けた工程表の公表後に既存の人・農地プランの見直しを行つた場合に、当該見直しを行つた旨を公表した日を記載すること（当該見直しにより、当該人・農地プランが実質化された人・農地プランとなる場合を除く。）。

別紙3 省略

別紙4 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1～13 省略

14 農地等の台帳の整備

(1)～(3) 省略

(4) 省略

15～17 省略

18 経費の内訳

項	目	総事業費	うち交付金額	経費内訳

注 「実質化された人・農地プランを作成した地域」の欄は、市町名、集落名及び地区名を記載すること。

2 人・農地プランの実質化に向けた工程表の作成状況（年4月1日から同年12月末日まで）

人・農地プランの実 質化に向けた工程表 を作成した地域	作成年月日	人・農地プランの実質 化に向けた工程表を作 成した農業委員又は推 進委員の氏名

注 「人・農地プランの実質化に向けた工程表を作成した地域」の欄は、市町名、集落名及び地区名を記載すること。

別紙3 省略

別紙4 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1～13 省略

14 農地等の台帳の整備

(1)～(3) 省略

(4) 農地に関する地図の更新実績

更新内容	管内農地筆数	うち更新筆数（概数）
	筆	筆

(5) 省略

15～17 省略

18 経費の内訳

項	目	総事業費	うち交付金額	経費内訳

1～3 省略			
4 農地等の台帳の整備			
(1)～(3) 省略			
(4) システム活用等経費			
5・6 省略			
省略			

注 省略

別紙5 農地の有効利用を図るための支援事業

1 人・農地プランの実質化に係る支援

地図作成に係る対象地区名・集落名(人・農地プラン作成単位)	工程表公表年月日	実質化された人・農地プランの公表年月日

注 「工程表公表年月日」の欄は、人・農地プランの工程表の公表年月日を記載すること。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 経費の内訳

項目	総事業費	うち交付金額	経費内訳
1 人・農地プランの実質化に係る支援	円	円	
2 農地集積の推進活動			
3 省略			
4 省略			
省略			

注 省略

様式第8号の(2)(第9条関係) 省略

様式第9号の(1)(第9条、第13条関係) 省略

様式第9号の(2)(第9条、第13条関係) 省略

様式第10号(第13条関係) 省略

1～3 省略			
4 農地等の台帳の整備			
(1)～(3) 省略			
(4) 農地に関する地図の更新			
(5) システム活用等経費			
5・6 省略			
省略			

注 省略

別紙5 農地の有効利用を図るための支援事業

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 経費の内訳

項目	総事業費	うち交付金額	経費内訳
1 農地集積の推進活動	円	円	
2 省略			
3 省略			
省略			

注 省略

様式第8号の(2)(第8条関係) 省略

様式第9号の(1)(第8条、第12条関係) 省略

様式第9号の(2)(第8条、第12条関係) 省略

様式第10号(第12条関係) 省略

○愛媛県告示第567号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、西条市小松町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年5月22日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	橋本頼市	西条市小松町大頭甲254番地1
"	伊東昌伸	西条市小松町新屋敷甲2513番地

"	佐伯基	西条市小松町妙口甲764番地1
"	茅原明	西条市小松町安井甲210番地
"	渡部功	西条市小松町明穂甲93番地3
"	塩出喜久馬	西条市小松町新屋敷甲690番地
"	藤井武彦	西条市小松町新屋敷甲1787番地
"	真鍋猛	西条市小松町新屋敷甲754番地2
"	伊藤篤志	西条市小松町妙口甲1486番地2
"	森山智年	西条市小松町北川280番地2
監事	瓜守慎吾	西条市小松町新屋敷甲3016番地10
"	別宮利一	西条市小松町妙口甲326番地5

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	橋本 頼市	西条市小松町大頭甲254番地1
"	伊東 昌伸	西条市小松町新屋敷甲2513番地
"	曾我 正富	西条市小松町妙口甲1086番地1
"	茅原 明	西条市小松町安井甲210番地
"	玉井 清	西条市小松町明穂甲589番地3
"	塩出 喜久馬	西条市小松町新屋敷甲690番地
"	戸田 盛豊	西条市小松町新屋敷甲1863番地
"	真鍋 猛	西条市小松町新屋敷甲754番地2
監事	瓜守 慎吾	西条市小松町新屋敷甲3016番地10
"	別宮 利一	西条市小松町妙口甲326番地5

○愛媛県告示第568号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四国中央市上分町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年5月22日

愛媛県東予地方局長 齊藤 直樹

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	合田 雅彦	四国中央市上分町532 - 1
"	安部 清一	四国中央市上分町150
"	高橋 好伸	四国中央市上分町467
"	石川 邦彦	四国中央市上分町720
"	薦田 圭吾	四国中央市上分町659 - 2
"	篠永 秀範	四国中央市上分町13
"	桑城 政子	四国中央市上分町505
"	仙波 保	四国中央市上分町558 - 5
"	井川 徳治	四国中央市妻鳥町2674
"	石川 登	四国中央市上分町1204
監事	長野 幹男	四国中央市上分町98 - 4

○愛媛県告示第570号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年5月22日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-27)第9866号	平成27年7月14日	安田建築	安田 康明	松山市保免中3-3-8	令和2年4月1日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般-27)第17473号	平成27年4月7日	西岡工業	西岡 芳博	松山市余戸南1-16-24	令和2年4月6日	左官工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-28)第1400号	平成28年7月22日	北四国エアコン(株)	菅 正一朗	松山市星岡1-11-20	令和2年4月7日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-27)第8959号	平成27年12月14日	坪田建設	坪田 節男	松山市南江戸4-9-13	令和2年4月8日	建築工事業	建設業の廃止
(般-29)第18061号	平成30年2月8日	愛建電工(株)	高橋 献樹	松山市南吉田町2798-65	令和2年4月10日	電気工事業	建設業の廃止
(般-27)第11954号	平成27年6月29日	河内建設	河内 芳彦	伊予市稲荷551-5	令和2年4月15日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止

"	佐藤 保之	四国中央市上分町1199 - 1
---	-------	------------------

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	合田 雅彦	四国中央市上分町532 - 1
"	安部 清一	四国中央市上分町150
"	高橋 一夫	四国中央市上分町1239
"	石川 邦彦	四国中央市上分町720
"	薦田 圭吾	四国中央市上分町659 - 2
"	高橋 好伸	四国中央市上分町467
"	篠永 秀範	四国中央市上分町13
"	桑城 政子	四国中央市上分町505
"	仙波 保	四国中央市上分町558 - 5
"	井川 徳治	四国中央市妻鳥町2674
監事	長野 幹男	四国中央市上分町98 - 4
"	佐藤 保之	四国中央市上分町1199 - 1

○愛媛県告示第569号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和2年5月22日

愛媛県東予地方局長 齊藤 直樹

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
令和2年5月14日
- 指定道路の位置
四国中央市上柏町字柑子ノ本251番2の一部
- 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 34.75メートル
(2) 幅員 5.00メートル

(般 - 27)第11879号	平成27年 9月16日	(有)フレッズ	仙波 忠	松山市道後湯之町15 - 22	令和2年 4月16日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 27)第17508号	平成27年 6月16日	向井建築	向井 健一	伊予郡松前町大字浜193	令和2年 4月22日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 30)第18143号	平成30年 7月5日	(株)ファイン	酒井 雅英	松山市空港通6 - 12 - 1	令和2年 4月30日	電気工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第571号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年5月22日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
2中局建（開）第4号 令和2年5月15日	伊予郡松前町大字永田字高見474番1	松山市竹原3丁目10番4号 フィネス竹原103号 渡 部 晃 裕

○愛媛県告示第572号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和2年5月22日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉 サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300719	公益財団法人正光会	愛媛県宇和島市柿原12 80番地	渡 部 健一郎	就労継続支援 B型	Perla	愛媛県宇和島市柿原12 80番地	令和2年 5月1日
3810700389	一般社団法人夢ノ杜福 祉会	愛媛県大洲市平野町野 田1514番地	新 井 眞千安	就労移行支援	就労移行支援事業所ミ ライズMeRise!	愛媛県大洲市中村238 番地1	令和2年 5月1日

○愛媛県告示第573号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年5月22日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉 サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300073	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿 河台二丁目9番地	森 信 介	同行援護	ニチイケアセンターう わじま	愛媛県宇和島市川内甲 978番地1	令和2年 4月30日
3810700199	株式会社夢・たまご	愛媛県大洲市平野町野 田乙961番地1	新 井 一 成	就労移行支援	夢たまごファクトリー	愛媛県大洲市平野町野 田乙961番地1	令和2年 4月30日

○愛媛県告示第574号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般 - 27)第3631号	平成27年 12月21日	山岡建設	山岡 正昭	西宇和郡伊方町二見甲31 79 - 2	令和2年 4月8日	建築工事業 左官工事業 管工事業	建設業の廃止
(般 - 29)第6838号	平成29年 8月14日	三好建設	三好 史郎	宇和島市祝森996	令和2年 4月15日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)

(般 - 27)第15751号	平成27年 6月2日	宮本建設	宮本 吉一	大洲市春賀甲1173	令和2年 4月20日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 28)第16043号	平成28年 11月14日	阿部工務店	阿部 一孝	西宇和郡伊方町串2086	令和2年 4月27日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般 - 27)第15749号	平成27年 5月30日	(有)肱陵建設	山崎 敦	大洲市八多喜町甲919-1	令和2年 4月28日	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

教育委員会公告

○公告

令和3年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和3年度愛媛県公立学校教員採用選考試験を次の要領で実施する。
令和2年5月22日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

(1) 県内会場

区 分	期 日	場 所
小学校教員	令和2年7月21日(火)から 22日(水)まで	松山市立道後中学校 (松山市上市一丁目3番57号)
中学校教員(各教科)	令和2年7月21日(火)から 22日(水)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
高等学校教員(各教科[科目])	令和2年7月21日(火)から 22日(水)まで	松山北高等学校 (松山市文京町4番地1)
特別支援学校教員		
養護教員	令和2年7月21日(火)から 22日(水)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
栄養教員	令和2年7月21日(火)から 22日(水)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)

(2) 県外会場

区 分	期 日	場 所
全区分	令和2年7月21日(火)から 22日(水)まで	東京会場 都道府県会館 (東京都千代田区平河町2-6-3) 大阪会場 TKPガーデンシティ 大阪梅田 (大阪府大阪市福島区 福島5-4-21TKP ゲートタワービル)

注1 試験区分間の併願は、下記5の場合を除き、認めない。
2 試験場所等を変更することがある。

2 第2次選考試験

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に通知する。

3 受験申込受付期間

令和2年5月19日(火)から6月8日(月)まで

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者
- (2) 試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状

を除く。)を有する者又は令和3年3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの(社会人特別選考により志願する者にあつては、教員免許状を有しない者で、令和3年3月31日までに愛媛県教育委員会が実施する教育職員検定に合格し特別免許状の授与が見込まれるもの)

- (3) 昭和36年4月2日以降に出生した者

5 併願

特別選考を除く中学校教員の試験区分を志願する者で、現に小学校教諭免許状(特別免許状及び臨時免許状を除く。)を有するもの又は令和3年3月31日までに取得する見込みのもので大学等で証明が得られるもの(以下、第1次選考試験における小学校教員の試験区分との併願を認める。

なお、第1次選考試験を中学校教員の試験区分で合格した者については、小学校教員の試験区分での選考は行わない。

6 受験申込手続及び試験方法

令和3年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項(以下「志願要項」という。)を参照すること。

7 志願要項及び出願関係用紙の入手方法

愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。

なお、上記によることができない場合には、下記まで問い合わせること。
問合せ先

志 願 種 別	宛 先
小学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
中学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
高等学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
特別支援学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912 2952
養護教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
栄養教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942

○公告

令和3年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

令和3年度の愛媛県立高等学校及び愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を次のとおり定めた。

令和2年5月22日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

1 愛媛県立高等学校の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

全日制課程は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。定時制課程は、国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示第28号。以下「現行中学校学習指導要領」という。）に示されている各教科の目標及び内容並びに平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成29年7月文部科学省告示第94号。以下「中学校特例告示」という。）3(1)アからウまでの規定により平成30年度の第1学年、令和元年度の第2学年及び令和2年度の第3学年の社会において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、社会及び英語にあっては、平成30年度、令和元年度及び令和2年度における学習が、中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示第64号。以下「新中学校学習指導要領」という。）の規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区 分	一般入学者選抜	推薦入学者選抜	定時制の課程の第2次募集
学力検査等の期日	令和3年3月11日(木)及び同月12日(金)	令和3年2月9日(火)	令和3年3月30日(火)
合格者の発表の日	令和3年3月18日(木)	令和3年3月18日(木)	令和3年3月31日(水)

(3) 通信制の課程及び専攻科

(1)及び(2)の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

2 愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

各学校が定めるところによる。

イ 出題範囲

(ア) 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号）に示されている中学部の各教科の目標及び内容並びに視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（平成29年12月文部科学省告示第181号）第2(3)の規定により中学校特例告示3(1)アからウまでの規定に準じて平成30年度の第1学年、令和元年度の第2学年及び令和2年度の第3学年の社会において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、社会及び英語にあっては、平成30年度、令和元年度及び令和2年度における学習が、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月文部科学省告示第73号）の規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(イ) 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第37号）及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成31年2月文部科学省告示第15号）1二の規定に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	令和3年3月4日(木)
合格者の発表の日	令和3年3月19日(金)

3 愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

イ 出題範囲

現行中学校学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容並びに中学校特例告示3(1)アからウまでの規定により平成30年度の第1学年、令和元年度の第2学年及び令和2年度の第3学年の社会において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、社会及び英語にあっては、平成30年度、令和元年度及び令和2年度における学習が、新中学校学習指導要領の規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和2年5月22日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,156,674
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,134
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 244,585

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	43,456	14,486
南宇和郡	18,676	6,226
松山市・上浮穴郡	435,739	139,290
今治市・越智郡	138,941	46,314
宇和島市・北宇和郡	76,672	25,558
八幡浜市・西宇和郡	37,230	12,410
新居浜市	99,588	33,196
西条市	91,108	30,370
大洲市・喜多郡	50,628	16,876
伊予市	31,244	10,415
四国中央市	73,081	24,361
西予市	32,204	10,735
東温市	28,107	9,369